

運輸部

不正改造車を排除する運動の強化月間について



自動車は、私達の身近な交通手段として幅広く利用され、日常生活に欠かすことのできない役割を果たしています。

しかしながら、近年の交通事故の発生状況及び自動車の排出ガス、騒音等による環境の悪化が深刻な社会問題となっている中で、不正改造車は道路交通の秩序を乱すとともに環境悪化の要因ともなっています。

また、最近では自動車使用者の不正改造に関する認識不足や国の検査後に保安基準に不適合となる改造の実施などにより、保安基準に適合していない自動車が増加傾向にあり交通事故を誘発しかねない状況となっています。

沖縄総合事務局では、このような不正改造車について、特に今年度の重点実施事項となっている窓ガラスへの着色フィルムの貼付やフロントガラスへの装飾板の装着、不適切な灯火器の取付、排気ガス用触媒・マフラーの取り外し、ディーゼル用燃料噴射ポンプの不適切な調整、過積載を目的とする荷台等を不正に改造した大型貨物自動車等を排除するため、沖縄県警察本部、県内自動車関係団体等の協力を得て、ラジオのスポット放送、各市町村広報紙への掲載、新聞への掲載、ポスター等の掲示及びチラシの配布を行うとともに、先島を含む県内各所において街頭検査を実施し、自動車使用者への社会的責務に対する自覚を促しました。

沖縄総合事務局では、去る6月1日から6月30日までの一ヶ月間を「不正改造車を排除する強化月間」と定め、期間内に県内各所で街頭検査を実施した。写真は、違反着色フィルムを自動車使用者が取り外しているところ。

不正改造車に関する情報等は下記「不正改造車110番」まで

- 沖縄総合事務局運輸部車両安全課
TEL.098-866-0031(内線227)
- 沖縄総合事務局陸運事務所整備課
TEL.098-875-0300

<http://ogo.go.jp/okiunyu/>

開発建設部

H17 知事懇談会を開催



沖縄における社会資本整備に関して、県幹部と沖縄総合事務局幹部との懇談会を6月22日(水)に県庁知事室にて行いました。

本懇談会は「地方分権改革推進会議」からの提言で、「地方公共団体幹部と地方部局との定期的会議」を設置し所管事業(主に直轄事業)に係る情報交換、意思疎通の円滑化を図ることが求られていることから、H15年度より実施しております。

懇談会には、県より稲嶺知事、嘉数副知事、末吉土木建築部長、傍士参事が、沖縄総合事務局からは竹林局長、渡口次長、稲野企画調整官が出席し、冒頭に竹林局長が挨拶、次に渡口次長により、『H17年度の開発建設部主要事業』について説明を行い、その中で沖縄自動車道を基軸として東西を横断的に結ぶ「ハンゴ道路」の構築、スマートICの社会実験、那覇空港の拡張等について言及しました。説明を受けた後、稲嶺知事は、「ハンゴ道路」の構築やスマートIC普及等について理解を示し、さらに以下のような主な要請がありました。

- 空港事業に関して、那覇空港とともに石垣空港を優先して整備
- 北部振興の拠点として本部港の整備
- 観光振興に関して今後はさらに沖縄特有の歴史、文化、自然環境を大切にする必要あり。

また、厳しい財政の中、沖縄総合事務局と共通の認識を持って連携を保ちながら公共事業を進めていきたい旨の談話がありました。

最後に局長より、忙しい中、懇談会を設けて頂いたことに謝辞があり、会を終えました。

経済産業部

安全保障貿易管理説明会を開催



去る5月27日(金)、経済産業部では、沖縄管内におけるより一層の安全保障貿易管理体制の実現を目指し、輸出入に関わる企業等の担当者を対象に安全保障貿易管理説明会を開催しました。

安全保障貿易管理体制は、近年、グローバル社会の中で、世界の平和・安全を脅かす恐れのある国や地域、或いはテロリストへの大量破壊兵器等につながる機器や技術の拡散が深刻な問題となっていることから、国際的な枠組みとして進められています。

我が国においても、核兵器をはじめとする大量破壊兵器等の開発に使用可能な貨物及び技術が、国際的な平和や安全を脅かす恐れのある懸念国やテロリストに渡ることのないよう、国際協調のもとに、外国為替及び外国貿易法に基づき、厳格な輸出管理を行っているところです。

しかしながら、最近では、懸念国による大量破壊兵器関連物資の調達活動は巧妙化しており、また、一部の企業において管理体制の不備によって、違法な輸出を繰り返す事例も見られます。

説明会では、経済産業省の安全保障貿易管理課及び安全保障貿易検査官室の担当職員から①安全保障貿易管理(総論、制度の紹介)、②違反事例と輸出管理体制について説明が行われ、また、企業との意見交換が行われました。

農林水産部

平成17年度食料品消費モニター研修会を開催



去る5月25日「平成17年度食料品消費モニター研修会」が当局大会議室で開催されました。

食料品消費モニター制度は、昭和43年に消費者の利益を守るために制定された「消費者保護基本法」の趣旨に沿って昭和45年度に設けられました。この制度は、食料品の規格、表示及び価格の動向や消費者の意向の把握など食料品の消費に関する調査を実施し、その結果を行政に反映させるとともに、商品特性や流通機構、価格問題といった消費生活に関する正しい知識を広く消費者に普及することを目的としています。

当日は、國吉消費・安全課長から20名のモニターの皆さんに依頼状の交付がなされた後、モニターとしての基本的な知識を習得するための研修会が開催されました。

研修会では、当局から「食料品消費モニターの役割と任務」、「消費者行政について」等を、また、独立行政法人農林水産消費技術センター門司センターの鳥越主任調査官から「JAS法に基づく食品の表示について」の説明がありました。

また、意見交換会では、鳥インフルエンザ対策に関する質問や農薬使用に対する意見が出され、食料品の安全性に対する関心の高さがうかがわれました。



財務部

平成17年度国有財産事務担当者連絡会議を開催

5月12日(木)、那覇第二地方合同庁舎大会議室において「平成17年度国有財産事務担当者連絡会議」を開催しました。

これは、国有財産事務の適正な処理のために、国有財産担当部局の担当者に対して制度の仕組み、考え方の周知を図るために開催したものです。庁舎や宿舍などの行政財産については、国の事務事業を円滑に遂行するための物的な基盤であるとともに、国民共有の財産であることから、有効に利用され、その管理については現在額を正確に把握し、適正に管理することが必要となっています。

会議においては、当部の各担当者より「国有財産法に基づく協議等」「国有財産増減及び現在額報告書等」「国有財産の監査」「公務員宿舍事務」について制度の概要や、業務を行う上での留意事項等の広範囲にわたる内容について説明を行い、円滑な国有財産行政を実施するために意義のある連絡会議となりました。



証券取引等監視委員会木村次長による講演会を開催

平成17年5月26日(木)、名護商業高等学校において、「証券市場と証券取引等監視委員会(SEC)」というテーマで講演会を開催しました。

講師は証券取引等監視委員会の木村次長でファイナンス科1・2年生を中心に担当の先生も含め約80名が熱心に聴講しました。

今回の講演会の目的は、証券市場と証券取引等監視委員会の役割及び活動内容について理解を深めてもらうため開催されたものです。

ファイナンス科は2年生から株式の科目があり、授業も始まったばかりであるが、講演の後半では生徒から証券取引法や委員会に関する質問等もあり、講師は分かり易く丁寧に答えていました。監視委員会では、高校生を対象に講演会を開催したのは今回が初めてでしたが、今後は投資者教育の一環として随時開催していきたいとしています。



総務部

独占禁止政策協力委員会を開催



公正取引委員会では、競争政策への理解の促進と地域の経済社会の実状に即した政策運営に資するため、平成11年度から、独占禁止政策協力委員制度を設置しており、独占禁止法等の運用や競争政策の運営等に係る意見・要望の聴取等を目的として、全国の主要都市において、公正取引委員会委員長又は委員と独占禁止政策協力委員による会議を開催してきています。沖縄地域においては、3名の有識者に独占禁止政策協力委員として御協力いただいています。

平成17年度は、独占禁止法改正問題等をはじめとして、最近における競争政策の課題等について意見交換を行うため、那覇市を含む全国9都市において開催されました。那覇市での開催は、今回で6回目となり、公正取引委員会からは小林悖委員が出席し、6月10日に開催されました。

当日の会議においては、協力委員と活発な意見交換が行われました。

